

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

社会福祉法人の新しい会計基準と監査体制の整備について

平成23年7月に社会福祉法人の新しい会計基準が制定され、平成27年度には全ての法人が新基準に移行することになっております。この新しい会計基準は、旧基準と同様に複式簿記を前提としており、1年基準(ワン・イヤー・ルール)、金融商品の時価会計、リース会計、退職給付会計、減損会計等の考え方が織り込まれています。

社会福祉法人は、その非営利性・公益性に鑑みて、税制優遇措置や補助金の交付を受ける一方、所轄庁による指導監査等による強い公的規制を受けております。所轄庁(主に県や市)では、社会福祉法人会計基準に基づき作成された財務諸表についても指導監査を実施することになりますが、県や市の監査担当者は、必ずしも複式簿記や新しい基準の考え方に精通しているわけではなく、財務諸表についての指導監査の実効性を上げるためには何らかの対策が必要な状況にあります。

一方、平成14年8月に厚生労働省において社会福祉法人審査基準等に係る通知の改正が行なわれ、社会福祉法人の財産状況等の監査に関しては、公認会計士・税理士等による外部監査の活用を積極的に行なうことが適当とされました。特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用が望ましいこと、これらに該当しない法人についても5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性確保のための取組を行うことが望ましいとされています。上記通知は、一定規模の場合にあっても外部監査を強制するものではないため、現状においては、社会福祉法人の外部監査はあまり多く行われていません。

社会福祉法人の中には、毎年多額の黒字を計上し、内部留保をため込んでいる法人が多いと言われ、その活用方法について様々な議論が行われていますが、有用な議論を行う前提として、社会福祉法人会計基準に基づき財務諸表が適正に作成されること、実効性ある監査体制を整備することが大変重要であると考えます。